

中東知的財産ニュースレター Vol.50

GCC — GCC 特許庁、新規特許出願の受付停止を発表

2021年1月5日に開催された第41回湾岸協力会議（GCC; Gulf Cooperation Council）の最高理事会中に発表されたいくつかの決定に基づき、GCC 特許法（特許規則）の改正案が承認されたことが2021年1月6日に発表された。これを受けてGCC 特許庁（GCCPO; GCC Patent Office）は、同庁の公式ウェブサイトに掲載された2021年1月6日付の声明の中で、今後は新規の特許出願の受付を停止する旨を発表した¹。

GCCPOの予期せざる声明により、今後、GCCに加入している6か国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）において新規に特許出願を希望する出願人は、以下の2つの選択肢のいずれかを採用しなければならない：（1）最も古い優先出願日から12か月以内に、GCCメンバーである個々の国において、パリ条約に基づく特許出願を行う；（2）特許協力条約（PCT）に基づく出願を行った上で、GCC6か国に含まれる一または複数の国において、出願を国内段階に移行させる。

予想もしなかったGCCPOの突然の発表により、現在GCCPOに係属中の特許出願はどうかという疑問が生じている。現在の情勢判断に基づいて予想すれば、GCCPOは係属中の出願の処理を続行するものと思われる。ただし、本記事を執筆した時点では、GCCPOの関係当局は、これらのことに関して何らかの公式の発表を出していない²。

さらに、今回の決定の結果としてGCCの各加入国における国内出願が増加することが予想されるため、特許出願の処理、公開、審査および特許の付与に関わる負荷を引き受けるだけの対応能力や処理能力が各国の国内特許当局にあるのか、という点に関して、それぞれの国内当局による最新情報または指針の提供も待たれる。GCCPOは出願から5～7年で特許を付与していたが、加入国の中にはそもそも特許を付与したことがない国（クウェートなど）も含まれている。

ちなみに、GCC特許法が導入されたのは1992年のことである。GCC特許出願の願書が初めて提出されたのは1998年であり、1999年には同法が改正された。改正法に関連する施行規則は2000年に制定されている。

¹ <https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1374>

² ジェトロロドバイがGCCPOに照会したところ、継続案件については審査が継続されるとの回答を得ている。

トルコ — 知財関連手続の公定料金を値上げ

トルコ特許商標庁は、特許、実用新案、商標、意匠に関する公定料金の値上げを発表した。改定後の公定料金はすでに2020年12月30日付の官報上で公表されており、2021年1月1日をもって効力を発生している^{3,4}。

以下の表は、トルコ特許商標庁が提供するサービスに適用される公定料金の一部につき、2020年までの旧料金と2021年から適用される新料金との比較を示したものである⁵。

サービス	2020年の公定料金	2021年の公定料金
商標出願	TL 250	TL 280
商標登録料の納付	TL 670	TL 750
商標登録の更新	TL 840	TL 940
特許/実用新案の出願	TL 50	TL 55
PCT出願の国内移行	TL 1,440	TL 2,015
欧州特許の有効化	TL 2,210	TL 3,095
特許登録料の納付（特許付与）	TL 360	TL 400
意匠1点の出願および登録	TL 180	TL 200

TLはトルコリラ（1トルコリラ=約0.14USドル）

³ <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2020/12/20201230M2-15.htm>

⁴ <https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/fees/informationDetail?id=110>

<https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/fees/informationDetail?id=109>

<https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/fees/informationDetail?id=111>

⁵ <http://turklegal.com.tr/en/news/turkpatent-announced-fee-changes-effective-january-01-2021.html>

アラブ首長国連邦 — ストラスブール協定およびブダペスト条約の批准を承認

アラブ首長国連邦 (UAE) は、最近、「国際特許分類に関するストラスブール協定」および「特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約」を批准した。

ストラスブール協定およびブダペスト条約の批准に関するニュースは、それぞれ 2020 年 11 月 10 日付の連邦政令第 165 号および第 168 号により発表され、2020 年 12 月 15 日付の官報上で公告された。

これら国際的な知財条約に加入することにより、UAE は、特に特許に関して、知財に関する法的枠組みの近代化と、イノベーターや投資家に対する好適な環境の提供を目指す同国のたゆまぬ取組に変化がないことを明らかにしている。

アラブ首長国連邦 — 消費者保護法を導入

最高レベルの消費者保護の維持を目指して展開されている国家的な活動の一環として、アラブ首長国連邦 (UAE) は、2020 年 11 月 10 日付で「2020 年連邦法律第 15 号」を公布した。この法律は、「消費者保護法」と呼ばれている。

現行の消費者保護法である「2006 年連邦法律第 24 号」に代わる新たな消費者保護法は、UAE を構成する 7 つの首長国の国境の内部 (自由貿易地域 (フリートレードゾーン : FTZ) を含む) において、すべての商品・サービスと、それらの商品・サービスに関連して商品または役務の提供者、広告業者、取引代行業者が遂行するすべての業務に適用される。商品やサービスの提供者が UAE において登録されている場合、電子商取引 (e-コマース) についても同法が適用される。

消費者保護法の第 33 条の規定によれば、企業が新法の規定を遵守するために与えられる移行期間は同法が効力を発生した日から 1 年である。今後、UAE の関係当局が施行規則を公布するものと予想されている。新たな消費者保護法が効力を発生するのは、同法によれば 2021 年 5 月である。

新たな消費者保護法の主要な 3 つの規定を以下に掲げる。

消費者のプライバシー

消費者保護法第 4 条に従い、商品・サービスの提供者および事業者は、今後、消費者データの安全を保障する義務を負うことになる。それゆえ、商品・サービスの提供者および事業者がマーケティングや販促の目的で消費者に関するデータおよび情報を利用することは禁じ

られる。さらに、商品の提供やサービスの享受に当たっては、消費者の宗教的見解、慣習および伝統が保護されなければならない。

e-コマース

新法の第 25 条に含まれる諸規定に従い、e-コマースを提供する業者であって UAE の領土内に登録されている者はすべて、自らの名称、法的地位、住所、許認可を与えた当局をアラビア語で記載して消費者および管轄当局に提示するとともに、自らが提供するサービスに関するすべての情報、その詳細、契約条件、支払条件および保証条件をアラビア語で表示する義務を負っている。さらに、同法第 8 条によれば、消費者に提供される情報、データ、広告、契約および請求書はすべてアラビア語で作成しなければならない。ただし、提供者の裁量に従い、主たる言語（前述したようにアラビア語）に添えて別の言語の表記を併用することは認められる、という点は指摘に値する。

罰則

新たな消費者保護法で追加された非常に歓迎すべき改正点は、旧法よりも厳しい罰則規定が導入されたことである。これにより、無防備な消費者を欺罔する目的で自らの商品またはサービスについて虚偽宣伝を行った提供者に対して、従来よりもはるかに重い刑罰が科されることになる。このような欺罔を行った者は、2 年以下の禁錮刑および 200 万 UAE ディルハム（米ドル換算でおおよそ 545,000 ドル）以下の罰金を科される可能性がある。

累犯者に対しては上述の刑罰が倍に加重される、という点も指摘しておくべきだろう。このような多額の罰金や厳しい刑罰を科すのは、消費者に対するより手厚い保護を保証するとともに累犯者の数を減らすことを目指す取組の一環である。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 50

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2021年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。